

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の総合的推進

市は、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じる。

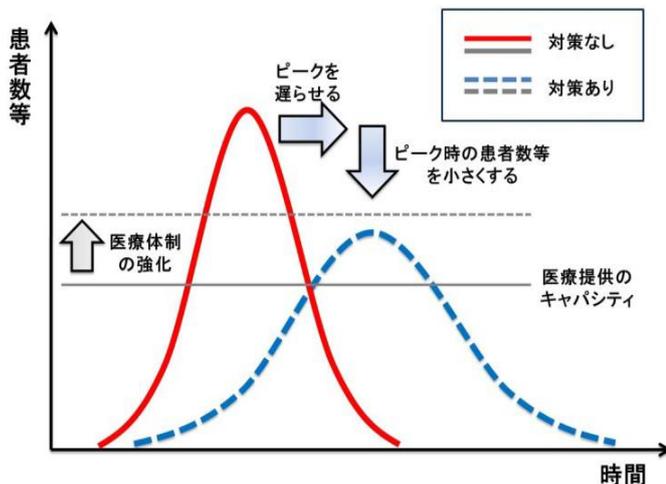
ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が必要で適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



<市における被害想定>

区 分		石巻市 (15万人)
医療機関を受診する患者数		16,200人 ～31,200人
入院患者上限	重 度	約2,500人
	中 等 度	約630人
1日あたり最大入院患者数 (流行発生から5週目)	重 度	470人
	中 等 度	130人
死亡者上限	重 度	約780人
	中 等 度	約200人

◆市の取組

- ・市民が正しい行動をとることができるように、情報の提供及びまん延防止のための予防策の普及啓発を図る。
- ・住民接種を進めるなどまん延防止策を促進する。
- ・市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
- ・要援護者等対策など市民の生活支援に努める。

◆市の役割

市は、地域住民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に加え、消防本部による患者等の搬送や病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理（家庭内ごみの処理）の円滑な実施など主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町、関係機関・団体等との緊密な連携を図る。

◆市民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得る。
- ・季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

◆市の実施体制

ア 市対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法に基づく市対策本部を設置する。また、県対策本部が設置された場合は、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。

イ 石巻市新型インフルエンザ等対策危機管理部会の設置

海外で新型インフルエンザ等が発生した時は、「危機管理部会」を設置する。

ウ 石巻市新型インフルエンザ等対策会議の開催

新型インフルエンザ等の未発生期には、「対策会議」を定期的に開催する。

◆市行動計画の構成

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の目的達成のため、発生段階別にその対策について、4項目に分けて記載している。

ア 発生段階



イ 対策4項目

- ① 実施体制
- ② 情報収集及び情報提供・共有
- ③ 予防・まん延防止
- ④ 市民生活及び地域経済の安定の確保

※「医療」については、主として県が行うため、市においては、県からの要請に適宜適切に協力し、新型インフルエンザ等対策の推進を図る。